

情報伝達サブワーキンググループ

最終報告(案)

2018年3月15日

情報伝達SWG

利用者拡大のためのサービス利用規約の改定について

今年度当初の第54回Lアラート諮問委員会作業部会（5/17）にて、Lアラートの中期的な取り組みについては、「第Ⅱ期Lアラート中期的運営方針」にて課題管理を実施しているところであるが、「テーマ（課題）」を絞って1年間で重点的に進めるべきではないかとのご提案を受け、以下の2点についてサブワーキンググループを立ち上げて検討を行った。

1. 情報伝達者におけるお知らせ情報の利用促進（災害時の生活情報等の発信強化）

- ・ 情報伝達者側のニーズと情報発信者側の提供可能な情報の調査及び摺り合わせ
- ・ 情報伝達者が利用し易い記述等に関する調査
ex) テレビ埼玉の取組等

今回説明資料

2. 情報伝達者の在り方（利用者の拡大）

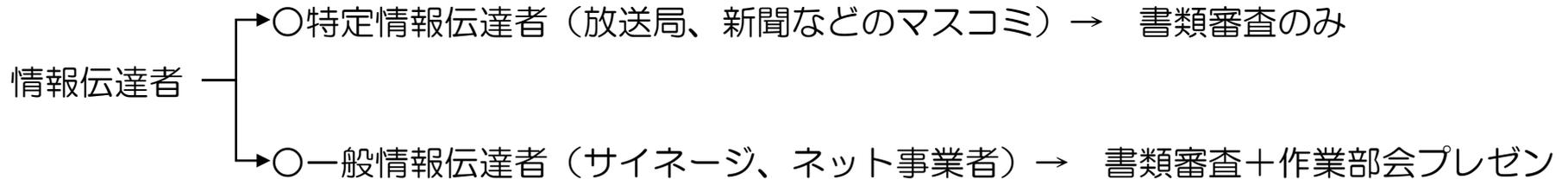
- ・ サイネージ・ネット事業者等の加入を促す観点から、現行の審査の手続きや要件を緩和すべきとの議論もあるが、どのように考えるか。

「情報伝達者の在り方について」のSWGにおける議論について

○現行のLアラートの加入規約における加入審査

現行の加入審査条件は、放送事業者、新聞社などは「特定情報伝達者」と位置づけ、報道機関としての責任が一般通念として定着しているとして書類審査のみで加入を認めていた。

これに対して、新サービス系のサイネージ、ネット（スマホアプリ、ポータルサイト）事業者が該当する「一般情報伝達者」については、災害報道の実績もない事から、作業部会での有識者へのプレゼンテーションを必須としていた。



（参考）

○情報発信者（自治体、ライフライン事業者等） → 書類審査のみ

新サービス系のメディアにより住民に対して避難情報が伝えられる事は、情報伝達手段の多様化の観点から有効である事から、今回立ち上げたSWGにて新たなルールを検討することとした。

一般情報伝達者の審査基準

Lアラートサービス利用規約における一般情報伝達者の審査基準は以下の6項目である。

- 【基準1】 原則として法人格を有する団体であること。
- 【基準2】 当該団体の主たる事業が放送、報道ではないものの、災害等公共情報を広く地域住民に伝達する手段を有すること。
- 【基準3】 災害等公共情報を、自己の責任において集約、編集する等一定の付加価値を加え、情報伝達を行えること。
- 【基準4】 当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報伝達が可能な体制整備が行われていること。
- 【基準5】 災害等公共情報の伝達に向けた具体的な計画を有すること。
- 【基準6】 当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、それら事業の公共性、公益性が高まること、及びLアラートの普及に貢献すると、対面審査で認められること。

以上の審査基準について、加入しやすさに配慮した具体的なルールの策定を行った。

「一般情報伝達者」拡大に向けて課題と対策

1. 規約別紙による一般情報伝達者に対するの審査内容の設定

これまでサイネージ・ネット事業者等には、書類審査に加え作業部会での有識者による対面審査（プレゼン）を実施していたが、回数の限られる作業部会の開催に合わせる必要があったことから、今回、作業部会から承認頂いた具体的な審査内容を規約（別紙）にて示すことで、**FMMC事務局での対面審査**を随時可能とした。

2. 同意書による確認

サイネージ・ネット事業者は報道を生業にしておらず、プレゼンの廃止に伴い、報道責任に対する認識が希薄なまま運用する事業者が増えることが想定される。そのような事を防ぐため、**同意書という形**ではあるが、避難情報を扱う情報伝達者の責務を順守するよう同事業者に求めることとした。

「一般情報伝達者」拡大に向けて課題と対策

3. 審査の2段階化（一次審査、二次審査の設定）

現行では、審査合格後でなければテスト環境での確認が出来なかったため、加入後に技術的・運用的理由から利用を取りやめる事業者が見られた。

一次審査では二次審査に向けた計画を審査するものとし、一次審査合格後にテスト環境への接続を許可、テスト環境にてシステムの開発および運用形態の検討を行った後で、二次審査を受け、本加入に至るものとした。

4. サービス概要の説明資料の雛形の提示

加入申込み事業者に対して、審査用資料としてサービス概要の提示を求めていたが、FMMC事務局と内容をすり合わせるのに時間を要していた。今回、**資料の雛形を提示する**事により作業の効率化を図った。

審査基準に対する変更点の対応表

	審査基準	1.審査内容 の具体提示	2.同意書に よる確認	3.審査の 2段階化	4.説明資料 の雛形提示
基準1	原則として法人格を有する団体であること。	— 変更なし			
基準2	当該団体の主たる事業が放送、報道ではないものの、災害等公共情報を広く地域住民に 伝達する手段を有すること。			○	
基準3	災害等公共情報を、自己の責任において集約、編集する 等一定の付加価値を加え、情報伝達を行えること。		○		
基準4	当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報伝達が可能な 体制整備 が行われていること。				○
基準5	災害等公共情報の伝達に向けた 具体的な計画を有すること。	○			○
基準6	当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、それら事業の公共性、公益性が高まること、及びLアラートの普及に貢献すると、 対面審査 で認められること。			○	

※今回の改訂により、Lアラート作業部会でのプレゼンは不要とした。

検討メンバー、開催状況について

主査

宇田川 真之

委員

金原 正幸、畠 良、今井 理恵子、持田 剛志、山本 孝

事務局

外山 勝敏、佐藤 新次、川喜多 孝之、岸本 涼

開催状況

- 第1回 8月23日 情報伝達者の現状と課題
- 第2回 9月 5日 情報伝達者の資格要件・責務
- 第3回 9月13日 具体的な審査基準のあいまいな点の解決
- 第4回 11月13日 新たな審査の深堀と、審査基準の改善策の検討
- 第5回 1月17日 Lアラート規約に盛り込む具体的な内容の検討